

議案第8号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

平成19年 3 月 2 9 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

専決第8号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を制定することについて、地方自治法第（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成19年 2 月 1 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例

平成19年2月1日

条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)又は通勤による災害に対する補償(以下「補償」という。)に関する制度等を定め、もって非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するものとする。

(補償)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の補償については、滋賀県の議会の議員その他非常勤の職員の例による。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。